

# 清代中期、民間に於ける火薬・火器の私造、私販について

谷 口 規矩雄

## 始めに

筆者は前稿「清代中期に於ける火薬・火器の使用状況について」〔研究論集〕河合文化教育研究所、二〇一九年）に於いて、清代雍正朝以降、アヘン戦争に至る間は、軍事に於いては大勢として軍縮に向かっていた。しかし具体的な政治、社会的状況に於いては、乾隆朝の「十全武功」に代表されるように火薬・火器が相当大量に組織的に使用されてきたことを述べた。ただその中で国家により厳重に管理されるべき火薬・火器がある状況の下では民間人によって私造されたり、私蔵されている事実の存在することを指摘しておいた。本稿に於いてはそうした私蔵・私造の事実を具体的に明らかにし、その政治的、社会的意味を考察したいと思う。

## I 清朝初期に於ける火薬・火器の禁止令について

鳥銃・大砲等の火器は明末清初の時期に大きく進歩し、製造量も急速に増大したとされている。国家がこうした最新兵器を確保、使用して支配領域を拡大し、或いはその体制の安定化を図ることは当然の事であつたに違いない。こうした点から言えば、清朝は中国支配を拡大して行く過程に於いて、最新兵器である火器を如何に確保し管理するかという問題に直面するのも当然のことであつた。清朝が中国支配に乗り出した当初にあつては、所謂南明政権がなおかなりの勢力を維持し、反清復明を唱える地方の所謂土賊が火器等を保有して反清活動を各地で展開したことは周知のことである。こうした状況の下で早くも順治五年、清朝は民間人が銃砲を使用し、或いは收藏することを厳禁する命令を発せざるを得なかつた。『清朝実録』（以下『実録』と略記する）卷四十、順治五年八月丁未の条に

諭兵部。今各处土賊。偷製器械。私買馬匹。毒害良民。作為叛乱。：今特為禁約。除任事文武官員。及戰士外。若間散官、富民之家。概不許畜養馬匹。亦不許收藏銃砲・甲冑・鎗刀・弓矢・器械。各該地方官察出。估值給餉。馬匹与軍士騎操。甲冑・鎗刀・弓矢・器械。可用者收貯。不可用者。尽行銷毀。

と述べられており、各地で土賊が反乱を起こしているの特に禁止命令を出すとして、任事の文武官員や兵員以外の者が馬匹を飼養することは概なべて許さず、亦銃砲・甲冑・鎗刀・弓矢やその他の兵器を收藏することも許さない。当該の地方官がそれらを調べ出した場合には、（銃砲・馬匹は）その価値を給与し、馬匹は兵士に供与して騎乗させる。甲冑・鎗刀・弓矢やその他の兵器は、使用可能な物は官に收藏し、使用不能な物は全て破壊せよと命じたのである。更に後文では、（保甲の）十家長が兵器を收藏していないという保証書（甘結）を当該地方官に提出させる事とした。

この禁令に従わないで兵器を隠匿した者は反逆者と見なし、捜し出されたり、密告された場合は、本人は斬刑に処し、家産や妻子は官に没収し、近隣十家の長は杖、又は流刑に処すという厳しい政令が出されたのである。

国初の政情不安の時期に、一般人が兵器等を私蔵することが厳禁されたのは当然のことであつたであろうが、以後この禁令は清朝歴代の基本政策の一つとなつていった。

その後、南明の反清活動は鎮定されたが、間も無く三藩の乱が発生し、再度中国は戦乱の巷となつた。この乱が収束に向かいつつあつた康熙十九年、清朝は各地に残存している火砲（紅衣砲）の実情を調査させると同時に、火砲の私鑄を厳禁する令を出している（『実録』巻九十、康熙十九年五月辛未）。更にその後、康熙四十七年（一月庚午）には諭兵部。鳥鎗等火器。祇当用於蒐獵行陣之間。此外一應旗下民間。不得擅用。著嚴行禁止。

鳥銃等の火器は、ただ狩猟や戦闘に使用すべきであつて、この外では全ての旗人、民間人は勝手に使用してはならない。禁止を厳命する、と政令を下した。この令を受ける形でこの年五月、太原総兵官馬見伯は以下のように上奏した、

太原総兵官馬見伯疏言。火器・鳥鎗。久奉明禁。近来商民尚有私用、私造者。請勅該地方官。將民間見存鳥鎗。限期繳官入庫。永行禁止。如有必要鳥鎗之処。先令呈明地方官。止許長一尺五寸。刊刻該地方・姓名。違者照律治罪。至硝磺乃火器中所用。請嚴禁私売以杜奸宄。・・・從之。

火器・鳥銃は永く禁止の命令を受けている。しかし近頃商人や、民間人でお私用したり、私造する者がいる。請うらくは当該の地方官に勅命を下し、民間に現存する鳥銃を期限を切つて官庫に納めさせ、永久に禁止されますように。若し鳥銃を必要とする処があれば、前もつて地方官に申し出て、長さ一尺五寸の物で、居住地・姓名を彫りこんである物は所有を許可する。これに違反した者は律に照らして処罰する。硝石・硫黄については火器として使用する

物であるから、その私売を厳禁して悪事を塞ぐようにしていただきたい。

馬見伯は火器・鳥銃の禁止令が下されているにも拘らず、なおそれらを私用、私造する者のいることを指摘して、地方官に命じてそれらを官に収蔵させ、その使用を永久に禁止することを要請している。一方鳥銃を必要としている所というのは上記の一月に出された禁令にいう狩猟に關係すること、狩猟での鳥銃の使用は認められていたのであった。馬見伯はこうした場合の認可条件をより具体的に提案したということが出来るであろう。いずれにしても民間に於ける火器・鳥銃の禁止令がかなり一般化されたと考えられるし、また火薬の原料である硝石・硫黄の私売の禁止もこれ以後法令化されたのであった。

続く雍正・乾隆時代にも時に応じてこの禁令は地方官により何度も再確認されている。しかし一方、この禁令が無視されたり厳格に施行されなかった場合も存在したようで、雍正・乾隆朝も引き続きこの禁止令のより厳しい励行を求めた。

## Ⅱ 雍正・乾隆朝に於ける火薬・火器禁止令実施の実情

雍正朝はその初期に於いて雲南・貴州地方の苗族等少数民族の反乱に苦しめられた。そうしたこともあって王朝は火薬・火器の取締りを厳格化していた筈であった。しかしそれらの少数民族地帯に於ける硝磺の不法な販売は完全に禁止できなかったようである。『実録』卷五二、雍正五年一月甲辰の条に次のような事件が述べられている。

署理湖広総督福敏等奏言。湖広苗犛地方。不産硝磺。而各案每以鎗砲傷人。明係奸民販賣。轉入崗寨。臣等正行嚴禁。

乃查旧案。參革藩司張聖弼任内。濫給硝磺牌照甚多。以致漢口經紀。公然販賣。至今尚有存貯。前撫臣鄭任鑰。在藩司任内。亦有伊威林西周販賣。雖經詳明督撫。而違禁射利。殊玷官箴。理合奏聞。

湖広総督福敏等の上奏によれば、湖広の苗族・猺族等の居住地域では硝磺は産出しない。しかし各事件では常に銃砲を使って人に傷を負わせている。これは明らかに奸民が（硝磺を）販売して山間の寨に持ち込んでいるからである。私共は禁令を励行させているが、以前の事件を調査するのに、弾劾されて免職になった布政使張聖弼の在任中に、彼は硝磺販売の許可証を濫りに商人達に給与した。それで漢口の仲買人達が公然と（硝磺を）販売し、今になつてもなお貯蔵されているのである。また前の巡撫鄭任鑰は、布政使に在任中、彼の親戚林西周に（硝磺を）販売させていた。このことは既に督撫に詳文にて報告（詳明）したが、禁令に違反して利益を求めむる行為で、殊に官僚としての心得を汚すことなので奏聞致さねばならない。

これは特に湖南の苗族・猺族の居住地域という限定された土地に於ける事例であるが、禁制品である硝磺が地方官僚の違法行為が原因となつてこの地域へ持ち込まれているというのである。この時期、雲南・貴州を中心に中国南部では少数民族の反乱が頻発したので、福敏はこの直後にも苗族に対する火器の私造や火薬の販売の禁止を強化する条例を發している<sup>(1)</sup>。しかしこうした特別な山岳地帯で硝石を産出する地域では、硝石の販売を生業とする人達がいたようで、その禁止を徹底させることは非常に困難であつたようである<sup>(2)</sup>。

他の事例として『実録』卷七八、雍正七年二月辛卯の記事を上げよう。

論兵部。火器關係軍政。甚為緊要。鳥鎗・硝磺。不許民間藏匿。例禁甚嚴。乃外省奉行不力。視為具文。前有  
人在打箭爐。見西藏番民來爐貿易。所帶鳥鎗。俱係內地製造款式。又有人在天全土司。查出鳥鎗九十余桿。似

清代中期、民間に於ける火薬・火器の私造、私販について

此則不法之民。私造鳥銃。違禁販売者不少矣。川省如此。他省可知。著該督撫留心訪察。嚴加申禁。

火器は軍事に関わる事柄で、非常に重要である。鳥銃 硝磺は民間の収蔵、隠匿は許されず、禁令は非常に厳しい。しかし地方各省は禁令の励行に努めず、空文と見なしている。打箭爐（四川省）にいた人物が、チベット人が打箭爐に来て交易するのを見たが、彼等が携帯している鳥銃は皆中国内地の方式で製造された物であった。又天全土司（四川省）にいた人物が鳥銃九十余丁を調べ出したという。こうした有様だから、不法の民が鳥銃を私造して禁令に違反して販売することは少なくないだろう。四川省がこの様だから他省も同様だろう。当該の総督・巡撫に命じて注意して取締りを行い、更に禁令を厳しくさせるべきである。

これは皇帝の兵部に対する指令であるが、打箭爐において、チベット人が中国人と交易する際に、彼等が護身用に携帯している鳥銃は皆中国国内の製造方式で作成された物だという。又天全土司、即ちチベット族か苗族の居住地域で九十余丁の鳥銃が調べ出されたという。これは清朝の禁令に違反して中国の商人が彼等に鳥銃を販売したということになるであろう。前の例では地方官が禁止令を無視して硝磺の販売に手を貸したのであった。この例では官吏が直接手を貸したということではないが民間人が違法に鳥銃を私造したり販売するのを見逃していたというのである。清朝は早くから鳥銃等の火器が民間で私造されたり販売されるのを厳禁してきた。しかしその禁令を励行すべき立場にある官僚の中に、それに反する行動を取る者がいたということは、火薬・火器の徹底した取締りの困難さを物語っているようである。

以上は言わば特殊な少数民族地帯、或いは辺境の例であるが、国内に於いても硝磺が販売されていた例がある。『実録』卷一三六、雍正十一年十月壬子の条に、

又論。硝磺為軍器・火藥之用。例禁甚嚴。聞河南地方。有出產焰硝之処。小販經紀。往往以雜物零星易換。赴隣省售売。現拠湖北各屬。盤獲甚多。朕思河南之硝。既私行於楚北。則其私行於附近各省。更不待言。著該督等飭令各屬。實力查禁。

硝磺は軍器・火藥に使用される物であり、禁令は非常に厳しい。聞く所では、河南地方に硝石を産出する地域があり、小商人や仲買人が様々な物品と少量づつ交換して近隣の省に赴き販売しているという。現に湖北の各地域の報告によれば、(硝石の)差押さえが非常に多量だという。朕が思うに、河南の硝石が湖北地方に秘かに販売されているとすれば、付近の各省に密売されていることは改めて言うまでも無いことであろう。当該の総督等をして所屬の各官に厳命して、力を尽くして捜査、禁止させるように。河南省は早くから硝石の産地として有名であったようであるが、改めてその販売の禁止が命じられたのであった。

乾隆朝に至ってもその禁令が踏襲されたことは当然であった。しかし既述のようにある特定の職業即ち狩獵者や、特定の地域、即ち険しい山岳地帯で猛獸の生息しているような地域では、その防禦の為に鳥銃の製造や保持を許可せざるをえないことがあった。福建の陸路提督蘇明良が福建地方は他の地方と事情が異なっており、一部地域に於ける鳥銃の使用が許可されるよう奏請していた。そこで皇帝は

著交總督郝玉麟。再行查明議奏。尋拠奏覆。延・建・邵・及福寧・福州・興化七府屬。民情稍淳。且崇山峻嶺。猛獸最多。應准製造鳥銃。其余禁止。得旨。如所請行。<sup>③</sup>

総督郝玉麟に命じて改めて実情を調査させ意見を求めた。彼の言う所では、延・建・邵の各州府、及び福寧・福州・興化の各府は民情が比較的純良で、かつ険しい山岳地帯であり、猛獸が最も多く生息している地域なので、鳥銃の製

造を許可し、その余の地域は禁止すべきであると。

皇帝は郝玉麟の意見に従つて福建の特定地域に於ける鳥銃の私造を認めたのであったが、当然のこととして既に述べたように、その地方では鳥銃を製造する場合は官に届け出ること。そして銃身の長さなどは制限され、銃に所有者の住所、姓名を彫りこむ事などが義務付けられたと思われる。ただ鳥銃の私造が許可されたのは福建省に止まらず他の地方に於いてもあり得ることであつた。時代は少し下るが乾隆二十五年の事として『実録』<sup>(4)</sup>に次のような記事がある。

兩広総督李侍堯奏称。遵旨覆議按察使來朝条奏一摺。一、民間製造鳥鎗。呈官編号。立法已属周密。若令一概繳銷。民間必致私造私藏。動干禁令。徒滋煩擾。 応毋庸議。

これは広東按察使來朝が、この地方に於いて民間に於ける鳥銃の製造を全面的に禁止することを要請したことに対し、総督李侍堯が上奏した意見である。民間に於ける鳥銃の製造については、官に申し出て許可を得、その銃には番号を付けて管理する（恐らく同時に所有者の住所、姓名を彫りこませたとと思われる）。こうした方法が既に行き渡っている。若し一概に官に納めさせ廃棄すれば、民間では必ず私造、私藏し、ややもすれば禁令を犯させることになり、徒に地方政治の煩わしさを増加させるだけであるので、その意見を取上げる必要はない。

この李侍堯の意見によれば、広東地方でも一部地域では民間に於ける鳥銃の製造が認可されていたと思われる。この外北方の辺境地帯や、国内でも特別な山岳地帯等では猛獸の防護や盜賊の防圧のために、民間での鳥銃の私造、私藏を認可されている地方が存在した。ただこうした地方における特殊事情に基づく鳥銃の私造、私藏の認可は、それを認めていない地方への鳥銃の流出を招き兼ねなかつたことは否めないことであつた。こうした事情の下で、官僚の中には例外を設けず全面的に禁止令を施行すべきことを主張する者も多かつたようである。乾隆三十九年のこととし



て『実録』卷九七一、乾隆三十九年十一月戊寅の条に、

兵部議覆。大学士舒赫德奏。商民防禦盜賊・猛獸。応用鳥鎗。呈明地方官製造之例。請永行停止。其竹銃・鉄銃等類。亦概不許製造。・・・ 応如所請。令各督撫飭地方官。遍行示諭。嚴定期限。將民間私藏鳥鎗等項。令其赴本州。呈繳查収。

という記事があり、大学士舒赫德が上奏して、商人や民間人が盜賊や猛獸を防禦するのに鳥銃が必要ということで、地方官に申し出て製造するという例がある。しかしこれも永遠に停止するよう要請する。その竹銃・鉄銃の類もまた全面的に製造を許可すべきではない。兵部はこの議を受けて、この要請の通りに実施すべきである。各総督・巡撫をして所屬の地方官に命令を發して全地域に指示し、期限を厳定して民間に私藏されている鳥銃等を当該の州県に赴いて差し出させ、州県が検査して収納すべきである。

これによれば、大学士舒赫德が、上述のように一部の特別な状況にある商人や民間人に許可されている鳥銃製造の特例を永遠に停止すべきこと。また特別に許可されていた竹銃や鉄銃の製造も全面的に禁止することを求めたのであった<sup>65</sup>。兵部はこの舒赫德の提議を受けて、各地方に於いて民間に私藏されている鳥銃等を期間を限定して、各人がその州県へ提出することを義務付けることとした。そして各州県が鳥銃等を収納し終わった後、それらを纏めて督撫署へ送付し、督撫はその數量を詳細に兵部へ報告することとした。そしてこの禁令に違反した場合には以下のような罰則を加えることとした。上記『実録』の文に続けて

民人逾越不繳。杖一百。徒三年。私行製造。杖一百。流二千里。每一件加一等。罪止杖一百。流三千里。其不實力稽查之地方專管文武各官。罰俸一年。從之。

清代中期、民間に於ける火薬・火器の私造、私販について

と述べられており、具体的な罰則が定められ、皇帝も此を裁可したのであった<sup>(6)</sup>。以上のように兵部の決定に基づいて、民間に於ける鳥銃の私蔵は基本的に禁止されることになった筈であった。所がこの決定は皇帝自身によって取消されることになった。『実録』巻九八七、乾隆四十年七月甲子の条に、皇帝は大学士舒赫徳の奏請によって内地に於いて鳥銃の私蔵を禁止したこと、また福隆安の上奏によって蒙古地方に於いても鳥銃を禁止したことを述べた後、

今思。内地鳥鎗。亦不必查弁。即如深山防虎。村莊防盜。民間製鎗備用。亦不可無。若一旦概行収禁。則閭閻頓失自衛之資。軫多未便。且地方官奉行。原亦不過有名無実。恐弁理不善。・・・所有内地查禁鳥鎗之事。並著無庸弁理。該部即遵諭行。

皇帝は深山で虎を防禦したり、村落地域で盜賊を防衛するのに、民間で鳥銃を製造して使用に備えることは欠かせないことである。若し一旦全面的に禁止してしまえば、民間では自衛の手段を失ってしまい、不都合が多いこととなる。その上地方官の取締りもいい加減なものになっている。∴内地に於いて全面的に鳥銃を取調べ禁止することは取上げる必要はない。兵部は直ちにその旨を実施せよ、ということになった。

皇帝は兵部の議によつて内地はもとより蒙古地方にまで、全面的に鳥銃の私造、私蔵を禁止する令を出したのであったが、一年ほどの後、再度狩猟を生業とするものや、特別な山岳地帯で猛獣等を防禦しなければならぬ人達には鳥銃の私蔵を認可することとしたのであった。これによつて火薬・火器に対する禁令は再度部分的な例外を認めることとなった。しかしその後乾隆四十六年になって、また次のような令が下されることになった(『実録』巻一一四四、乾隆四十六年十一月己酉)。皇帝は上述のように特別な事情を持つ民間人や地域に於いては鳥銃の私蔵を認めてきたが、

近聞各省招冊。及題奏案件。常有火器傷人。鳥鎗拒捕之案。皆因各省督撫。平日不能飭屬實力查弁。即編號稽查。

出示曉諭。亦不過奉行故事。致任民間私行製造。而不逞之徒。得以藉端滋事。

近頃、各省の犯罪調書や上奏の案件を閲覧すると、火器を使用して人に傷害を与えたり、鳥銃を使用して逮捕を拒んだりする事件が常に見られる。これは皆各省の督撫が日頃配下の地方官をよく戒めて力を尽して処置しようとしなからである。たとい私蔵の鳥銃に（所有者名や）番号を付けて取調べ、指示を出して違法な私蔵を許さないことを命じても、地方官はただ従来通りの方法を行うだけで、民間で勝手に鳥銃を製造するままにしている。だから不逞の徒が僅かな事を理由に事件を起こすことになるのである。

皇帝はこのように述べて改めて民間に於ける鳥銃の私造、私蔵の禁止令を厳格に実行するように要請した。

至鳥鎗乃軍行利器。若聽其公然鑄造。私用無忌。殊非戢暴安良之道。著傳諭將軍、各省督撫、府尹。嗣後務須督飭各屬。實力嚴查。毋許工匠私行鑄造售賣。並令道府州縣。留心稽察。如有民間私藏者。即可隨時繳銷。……著將此各傳諭知之。並將如何設法查弁之處。於每歲年終彙奏一次。

鳥銃は軍事の利器である。若し民間で公然鑄造し、憚る所なく私用するのを許すのは、殊に暴力を抑え良民を安堵させる道ではない。従つて將軍や各省の督撫、府知事に指示し、各所属下の者に命令して厳查せしめ工匠達が勝手に鳥銃を鑄造し販売することを許さない。また道府州県官は注意して検査し、若し民間に私蔵する者があれば直ちに随時提出させて廃棄せよ。この事を各地方官へ申し伝えて知らしめ、合わせて如何なる方法によつて検査、処置したかを毎年終に一度、纏めて報告せよ、ということになった。ここでは獵師や、特別な地域に於ける鳥銃の使用許可については触れられていないが、その使用は厳格に規制されることになったと思われる。

この指令がそれでは各地方に於いて如何に実行されて行つたのであろうか。その実例については乾隆四十六年十一

月以降、『乾隆朝宮中檔奏摺』（以下『奏摺』と略記する）に多数採録されている。今その幾篇かにより具体的状況を検討したい。民間に私蔵されている鳥銃を如何なる方法によって官に提出させるかは最も基本的な問題であろう。これについて两江總督薩載は以下のように提案している。『奏摺』乾隆四十六年十一月二十八日の条に、

臣再四思惟。凡城鄉・市鎮・村庄。俱有地保。同里而居。工匠・民戶。地保無不認識。欲杜鑄造之端。先令各處工匠出具。不敢私行打造鳥鎗甘結。彙交地保。呈送各州縣備案。其民間旧有鳥鎗。飭令各州縣。諄切曉諭。居民悉交各該地保。隨時呈繳。各州縣將民間繳到鳥鎗。按月造冊。詳送督撫。查驗銷毀。定限三月之內。呈繳完竣。

私はあれこれ思案しましたが、全ての都市、市鎮・農村には地保が置かれ同里内に居住しています。工匠や一般民戸については地保が知らない者はいません。（鳥銃の）鑄造を防止させようとするなら、先ず各地の工匠に願いを出させて勝手に鳥銃を製造させないようにし、その誓約書を地保に提出し、地保がそれを各州縣へ提出し保管する。民間の旧有の鳥銃は各州縣に命じて居民を説得し、それぞれが当該の地保に差し出し、地保が随時州縣へ納入する。各州縣は民間が納入した鳥銃を月毎に冊子を作つて記録し、その結果を詳しく督撫に報告して検査廃棄させ、三個月以内に提出を完了させる。

この薩載の提案では、各地域に恐らくは都図毎に任命されていた地保（<sup>①</sup>）を基本にして地域の工匠を管理させ、鳥銃の私的な製造を禁止させることとしている。そしてこの後文には

倘逾限之後。民間仍有藏匿。工匠復敢私行打造。別經察出。即將地保同本人。分別照例治罪。

と述べられ、期限を過ぎて鳥銃の私蔵や私造が調べ出された場合には、本人と共に地保も処罰するとされていて、

地保にかなり重要な責任を負わせることとしている。恐らくこれが基本的な取締り方法と考えられ、皇帝も裁可したのであった。ただ地方によつては保甲を基礎にして取締ることにした場合もあったようである(8)。

これとほぼ同時に鳥銃の私蔵等を見逃した地方官に対する罰則も強化された。前の乾隆四十年の規定では罰俸一年と定められただけであつたが、四十七年一月の規定では

嗣後州県官失察一次。降一級留任。二次降一級調用。該管道府。失察所屬。一次罰俸一年。二次降一級留任。令各督撫於年終彙奏時。將失察次數查參。從之(9)。

ということになり、罰俸だけでなく、官吏の品級に関わる罰則が付加されたのであつた。以上に述べたような罰則を基本にして鳥銃の私造、私蔵の禁止令が実施されて行つた。

しかしこの禁令に対して早速各地の督撫から例外規定を求める要請が寄せられた。その代表例は先ず山西省であつた。巡撫雅徳は上述の禁止令を忠実に勵行する旨を述べた後、ただ山西省は嶮しい山岳地帯が多く虎狼出没の土地で狩猟を生業とする獵戸が多い。当該の各官に命じ実情を精査させて獵戸の番号を冊子に登録させ、季毎に検査することとする、ということ、山西省では獵戸等の鳥銃の私蔵を認めたのであつた(10)。また北辺の地方に於いては陝甘總督李侍堯が次のような要請を行っている。

李侍堯奏。番回向以打牲為業。鳥鎗在所必需。既難收銷。番回既不能禁絶。若將附近居民火器收禁。則番回必致恃強逞兇。請嗣後將附近番回地方。旧蓄鳥鎗。報官編号者。概免收銷。其余各府州屬。仍行禁止。

番民や回族は以前から狩猟を生業としており、鳥鎗は必需の物なので提出させて廃棄することは難しい。番民、回族が禁止されないのに、その付近の居民の火器を提出させ使用禁止にすれば、番民、回族は必ず勢いに任せて悪事を

働くであろう。以後は番民回族の居住地付近の居民の旧有の鳥銃は、官に届け出て番号を登録したものは、全て提出して廃棄することを免除する。その他の各府州所属の地方は従前通り禁止する。

この李侍堯の要請は裁可されて陝西・甘肅地方の辺境地帯では、鳥銃の所蔵者は官に届け出なければならぬけれども私蔵は認められたのであった。以後この山西及び陝甘の辺境地帯の例外規定を基に、各地方に於いても特例として鳥銃の私蔵を認可する地域が出てきた。例えば湖南省の苗族・苗族居住地域<sup>(1)</sup>や、広東、広西省の苗族、獐族の居住地<sup>(2)</sup>、山東省登州府の一部地域<sup>(3)</sup>等相当多数にのぼった。ここには全て挙げきれないので省略するが、火薬・火器の民間に於ける私蔵・私造に対する統制について清朝は非常に苦心したと考えられるが、その禁止令を徹底させることは甚だ困難であった。

次いで火薬の原料となる硝石・硫黄（硝磺）の私販の禁止令について述べる。これについては本節の始めに於いても触れたように雍正時代に既に全国的に禁止令が施行されており、乾隆時代に於いてもこれが引き継がれたのは当然であった。硝磺の私販を防ぐ方法として乾隆早期に河南巡撫碩色が次のような上奏を行っている（『実録』卷二二三、乾隆九年八月辛酉）。

河南巡撫碩色奏称。硝磺嚴禁私販。請地方凡殷實之家。願開官硝店者。如官塩店例。報官准開。貧民零売硝觔。聽照時価収買。并設印簿。逐日登填。月底送州県查核。庶免偷漏。

硝磺の私販を嚴禁するには、地方の殷實の家で官硝店を開きたいと思つている者は、官塩店の例と同様に官に報告して開設を許可し、貧民で硝斤を少量販売する者は時価に照らして買取ることを認める。合わせて帳簿を設置し日毎に（買取額を）記入して月末に州県へ（帳簿を）送つて取調べさせれば偷漏（私的販売）を防ぐことになりました。

要するに硝色は地方に官が指定した硝磺の販売店、官硝店を設置して、地方の民間人が入手した硝磺を全部この官硝店に買取らせて私的な売買を禁止させようと目論んでいるわけである。後文では

歳底将各店戸収發価値。及硝勦数目。逐一開明出具。並無偷漏。

とも述べ、年末に各店が帳簿に記載された硝磺の購入価格や発売価格、及びその数量を州県衙門へ届け出させ偷漏の無いようにさせるとしている。この案が裁可されて、以後この方法が各地方に実施されたと思われる。しかし硝磺の私販を禁止させることはなかなか困難であったようで、その実例については次節で取上げたい。

更に乾隆二十八年になって湖南巡撫陳宏謀が従来の方法を更に強化する策を上奏した。『実録』巻六七九、乾隆二十八年一月丁丑の条に、

湖南巡撫陳宏謀奏稱。湖南湘鄉・安化二県。所產硫磺。官為收買。除營中歲需火藥外。積存八万四千余觔。應如所請。令隣省赴買流通。至硝勦。并請於出硝時。即動官項買貯官局。定価咨隣省買運。民間自無私硝。從之。

と述べられている。陳宏謀は湖南省の湘郷・安化二県から産出される硫磺は全量官が買取り、緑營が年間に必要とする火薬を除いては八万四千余斤を蓄積している。そこで近隣の省から買付けに来るようにしてもらいたい。硝石については、それを搬出する時、官費を支出して全量を買取り官局に貯蔵し、価格を定めて近隣の省に連絡して購入してもらふことにすれば、民間の私硝は自ずと無くなりましょう。陳宏謀のこの案は要するに地方で産出する硫磺・硝石は全量官が官費を支出して買取り、それを必要としている近隣の省へ官を通じて販売し、民間の私的な売買をさせないようにしようということである。この案は裁可されたのであったが、同時に地方各省に対してその省の硝磺需要の状況を報告するよう命令が発せられた。『奏摺』にはその上奏が多数載録されており、記述も具体的なのでその

一部を取上げたい。乾隆二十八年五月十五日付け、広西巡撫馮鈴の上奏によれば、平樂府の平樂県、南寧府の新寧州、潯州府の武宣県、慶遠府の宜山県に於いては、

各設硝局。詳動司庫銀兩。分發各局。令付近各処硝戸。採煎硝觔。核定価値。官為收買。并設法巡查防範。以杜透漏私硝等弊。其各局收買之硝。令本省各標協營及各属銀匠・花炮舖戸。先将一年所需硝觔。呈明地方官。詳報布政使。行知付近硝局。該地方官。仍給以印文。令其赴局照數買運。所売硝觔。通年扣還帰項。

広西省では硝石を産出する地方に於いて官が硝局を設置し、布政使庫の銀兩を支出して各硝局に分配する。そして付近各処の硝戸に命じて硝斤を採取させ、価格を確定して官（硝局）が全量を買取る。同時に方法を定めて各地を巡歴予防し私硝の漏れ出すのを防ぐようにする。各硝局が買取った硝石は本省の標營・協營及び地方の銀匠や花火商人に予め一年間に必要とする硝石の量を地方官（府県）へ届出させ、布政使へ詳報させる。そしてその必要量を付近の硝局へ通知し、当該の地方官が各營や銀匠・商人に官印を押した証書を發給し、各々がその証書を硝局へ持参して証書記載の数量に照らして硝石を買取らせる。売却した硝石の価格は毎年布政使の当該の項目へ帰還させる。

ここに記された広西省の方法はかなり具体的で、官が各地に硝局を設置し、その硝局に布政使庫から必要な銀を支出して硝戸が採取した硝石の全量を買上げる。ここに云う硝戸も恐らく予め官が認定したものと考えられ、一般民戸が任意に硝石採取を行うことは出来なかつたのであろう。硝局を中心に硝石の買上げ、売却が行われた訳である。硝石の売却量については、地方緑營の標營や協營が使用する火薬の量はほぼ決定されていたから、硝石の使用量も省として把握しやすかつたとおもわれる。しかし銀匠や花火商人の硝石使用量は様々であつたろうから予め一年間の使用量を官へ届出させて、その使用量を記入した証明書を發給し、その量に基づいて硝石を売却するという。この広西省



の方法が私硝の販売を防止する代表的な例と考えられる。

硫磺の私販防止についても同様な方法が採られたと思われる。一例として河南省懷慶府河内県の方法を上げる。これは河南巡撫葉存仁の上奏によるもの（『奏摺』乾隆二十八年九月二十五日）であるが、河内県は太行山脈の南麓地域で炭坑の廢坑、即ち廢窑が多数存在し、その廢窑からは銅核が産出する。その銅核を焼鍊すれば礬石（硫磺）を採取することが出来るという。そこで当地の居民の中には銅核を盗掘して礬石を焼鍊し、それを私売するものがあったという。これを防止する為に銅核の産出が旺盛な廢窑を特定して、特定した窑戸に採掘、焼鍊を行わせ、官が採取した礬石の価格を決定して全量を買取ることとした。

其開採時。委員專督。随煉随取。自可不致透漏。其各營及各州県民壯・舖戶需用者。俱各給批照。赴河内県驗明。方准採弁。

（窑戸が）銅核の採掘を開始すると、委員がその場を監督する。（窑戸が）銅核を焼鍊して礬石を得れば、その礬石を全量県が買取る。そうすれば自ずと礬石の漏出を防ぐことが出来よう。そして各地の軍營や各州県の民壯や商人で礬石を必要とする者に対しては、それぞれに批・照（許可書）を発給し、それを河内県に持参して確認した後初めて（礬石の）購入を許可する、というのである。硫磺の場合も硝石と同様、官が礬石の採掘から販売までの権限を掌握し、私的な採掘、販売は一切認めない体制が取られていたのであった。しかし清朝のこうした厳格な統制の下に在りながら硝磺の私掘、私販を禁止させることは出来なかつた。

### Ⅲ民間に於ける火薬・火器の違法な製造・販売について

前節では清朝中期に於ける火薬・火器の禁止令の実施状況について考察した。本節では清朝の禁止令に関わらずそれに違反して火薬・火器を製造、販売した若干の実例についてその実態を検討したい。

#### (1) 山海関付近に於ける私礦の摘発

『実録』巻五二五、乾隆二十一年十月壬午の条に、直隸提督吳進義が山海関付近に於いて硝磺・鉄砂私販の犯人を逮捕した旨の報告がある。

拋吳進義奏称。拏獲私販硝磺・鉄砂之匪犯一摺。硝磺・鉄砂。係違禁之物。乃賁夜偷漏出口。現獲硝磺至二十九駄。鉄砂至四駄之多。非尋常私販可比。必別有賊匪勾通之处。此案交与方觀承。將買自何地。販往何方。一一嚴行究出实在情節具奏。

吳進義の報告によれば：硝磺・鉄砂は禁令の物であるのに、(犯人は)深夜に秘かに長城外へ抜け出そうとした。現に捕獲した硝磺は二十九駄、鉄砂は四駄の多量に上っている。これは並みの私販ではない。必ず別に結託している犯人がいるはずである。この件は直隸總督方觀承に引き継がせ、(硝磺を)何所から買入れ、何所へ販売しようとしたのか、一々その実情を厳しく調べだして報告させる。

この吳進義の報告を受けた皇帝はこの事件の具体的な究明を方觀承に命じた。しかし『実録』にはこれ以外に詳細な記事は見出せないが、『奏摺』には数次に及ぶ方觀承の詳細な犯人逮捕と訊問報告が存在する<sup>(14)</sup>。ただ非常に長

文なのでここではその要点のみを取上げることとする。先ず乾隆二十一年十月二十日の報告によれば、犯人、何事君・邱永茂の二人が逮捕されると共に押収された礬石は四千余斤、鉄砂は二百余斤に上ったという。これを一斤約六〇〇グラムとして計算すれば、礬石は二・四トン、鉄砂は一・二〇キログラムの大量となる。これを礬石は馬二十九頭の荷物とし、鉄砂は四頭の荷物としていたということになるのである。これを二人だけで運送、販売できる筈はないので、当然幾人もの結託している仲間が居るに違いないということになった。十一月八日付けの方觀承の報告は、石門路（河北省臨榆県）より護送されて来た上記二人に対する訊問の結果である。先ず何事君に対する訊問の返答である。

私は臨榆県何家莊の住人で、常時山海関を出て小商売をしていた。今年三月に錦州（遼寧省）で三和店を開設している張麻子が、私に京西の竜鳳口の王明の家に行つて礬石を買い入れ、錦州まで運んで私の店に卸してくれば相當な利益を得ることが出来ると言つて来た。そこで私は韓得徵、小李三と共に四人で会合した。張麻子が銀三百四十両を出し、私は韓得徵等と合せて六十両を出し合計銀四百両となった。私達は張麻子と共に王明の家に行き礬石約五千斤を買つた。これを二十九頭の馬に乗せ五月のある日（日は忘れた）に出発した。通州沙裏河の小店に到着すると、張麻子は直ぐに三輛の車を用意し荷物をその車に積み替えた。しかし雨のためにくずくずして、七月初め、豊潤県から撫寧県の桐院に到着したところで荷物を粗末な箱（荆筐）に移し変え、上に梨を置き下に礬石を匿した。桐院を出発して小李家莊に着いたところで戴文秀の礬石を乗せた三頭の馬と出逢つた。それは玉田県（河北省）鴉鴻橋で買入れたものであった。邱永茂は戴文秀の雇工で、彼の馬夫になっていた。我々は道連れになつて進んだ。所が思いもかけず桃園に着いたところで逮捕された。張麻子は勝手に山海関を出て自分の錦州の店に行き同行していなかった。韓得徵、小李三は一緒だったが深夜に逃走した。張

麻子は宝坻県（河北省）銀錠口の人、韓得徴は臨榆県黄土嶺の人、小李三は臨榆県小李家莊の人である。竜鳳口で硫磺を売った王明は山西人である。彼の村ではなお三家が私磺を売っているがその名前は知らない。磺は炭坑から掘り出したもので、炭坑の底には磺弾が沢山あって、火で煎れば簡単に磺が出来る。・・この硫磺は錦州の三和店に一斤大制錢百文で売るのが、聞く所では南方から来る海船の客人に売るといふ。・・鉄砂は臨榆県石門寨の張鬍子の鉄店で買ったもので、三百斤を三頭の馬に運ばせ三和店に売るのであった。

次いで邱永茂に対する訊問の返答である。

私は臨榆県王家樓の住民である。戴文秀の家に雇われて工人になった。戴文秀は玉田県鴉鴻橋の王の店で硫磺三百斤を買い、三頭の馬に積んで私に引かせた。小李家莊に到着した所で何事君等の荷駄と出くわし道連れになつて関口を出た。桃園に着いたところで逮捕された。私はこの硫磺を何所へ売るのは知らない。戴文秀は臨榆県北戴家樓に住んでいる。

以上の証言を得た方觀承は

臣查。張麻子一犯。在錦州開設客店。久慣販賣硫磺鉄砂。実係為首積匪。且挾称。売与南来海船。頭有奸徒勾串不法情弊。其三和店內。管帳之張有文・王永明。自熟知発売去路。均心密速嚴擊根究。

張麻子は錦州で旅店を開設しているが、以前から硫磺・鉄砂の販売に慣れており、悪事を重ねた首領に違いない。また南方より来航する海船に売渡すというから、奸徒等がグルになつて不法を行っていることは明らかである。その三和店で帳簿係をしている張有文・王永明はその販路を熟知している筈であるから共に速やかに逮捕、追究しなくてはならない、として奉天府尹に通知すると共に、一方自身の督標の守備左元秋に命じて錦州河西（三和店の所在地）

へ急行させ当地の地方官と共同して当該犯を逮捕することを命じた。

ここに上げた何事君等の供述により相当大規模な硫磺・鉄砂の密売が行われていたことが明らかになった。しかも張麻子が適当な場所で車両を用意したり、二・四トンもの硫磺を入れ替える箱を用意していることから判断すれば、こうした禁制品の輸送を補助する組織が存在したとも考えられる。更に張麻子はこれを南方から来航する海船に販売するということであるから、南方というのが如何なる範囲かは分からないが、相当広範囲に硫磺等の密売ルートを持っていたと考えられる。

また戴文秀は三百斤（一八〇kg）の硫磺を買った。これを何所に販売するかは不明であるが、こうしたより小規模の密売者が同時に逮捕されたということは、小規模密売者も多く存在していることを示しているであろう。

方観承は更に硫磺の販売元であった京西竜鳳口の王明については、良郷守備七十四、西路同知西蒙額に命じて急行して厳撃することを命じた。同時に同村で硫磺を販売している三家を一斉に逮捕すると共に、その家内に私硫を陰蔵していたならば直ちに没収し、その硫が炭坑から掘り出した物であることが判明すれば直ちにその炭坑を封鎖、看守することを命じた。この捜査により京西竜鳳口は正確には房山県竜門口であることも判った。方観承は次のようにも言っている。京西一帯は炭坑が多いので盗掘も多いに違いない。しかし長年にわたり一人の犯人も出ていない。これは仲間が根拠地を構えてグルになり弊害を隠蔽しているからに違いない。また戴文秀が買った鴉鴻橋王家店の硫磺についても、それが炭坑から掘り出した物か、別のルートから買入れた物かを究明しなくてはならないと述べている。以上のように何事君、邱永茂の供述を本に要犯の追及が開始されたのであったが、事態は全く別の方面へ展開することになった。『実録』巻五二七、乾隆二十一年十一月の条に方観承の上奏として

直隸總督方觀承奏。山海關外桃園地方。統獲私礦馱子。並十六犯。經兵役等賄放十四犯。臣已飭拏解來省。與現犯一併嚴訊。務得實情。

と述べられている。山海關外の桃園で私礦を積んだ馱馬と十六人の犯人を逮捕したが、兵役等は既に賄賂を取って十四人を逃してしまった。私は犯人を省庁まで護送するように命じ、現に逮捕している犯人と一緒に厳しく訊問して実情を明らかにしたい。

上述したように石門路付近で逮捕されたのは二人だけであったが、桃園では十六人が逮捕された。これは当然で私礦を搭載した馬二十九頭と鉄砂を積んだ四頭を牽引していくのには相当数の馬夫が必要であった筈である。しかし十六人を逮捕した兵役人等は賄賂を取って十四人を釈放したという。『實録』の記事はこれだけの簡略な内容で兵役人らが賄賂を取って犯人等を釈放した具体的状況は殆ど不明である。しかし『奏摺』の方觀承の報告は非常に長文で詳細である<sup>14)</sup>。今それに従って賄放の状況を見ておきたい。

臨榆県の取調べで、桃園の旅店趙四の供述によれば、(乾隆二十一年)閏九月二十二日の早朝、十六人の人間が三十三頭の馬を引いて店に至り朝飯を食べていた。その時、九門口の兵丁が急いで店へやって来て、馬上の荷物は私礦であると云い十六人を皆逮捕して縛り上げた。二十三日朝、綽把総が兵丁を伴って店に至り、犯人達の繩を解いて飯を食わせるように命じた。彼等は隙に乗じて逃げ出し五人だけが残ったと。

次いで

黃土嶺門口守衛の兵丁宋輔臣・菊永治二人の供述によれば、閏九月十九日旧知の韓得徽が私達を家に誘い小李三、婁麻子等と一緒に酒を飲んだ。その時云うのには、西から運んできた十数頭の硫磺を以って黃土嶺を出て錦州

へ行きたい。私等を釈放して門を出してくれば小銭十千を払おうと言った。私達は承諾した。二十一日の夜、関門を出て、銭は錦州から戻ってきてから払うと約束した。・その夜、門の近くで彼等が出て行くのを見つたが十頭余りの荷物でなかったので韓得徴に尋ねると、彼は尚幾つかの鉄砂があり、その外に戴文秀の駄馬三頭の荷物があるので戻ってくれば小銭千五百を上乗せすると言ったのでそのまま行かせた。

また九門口守衛の兵丁董世良、韓廷柱、王文章等三人の供述によれば

閏九月二十一日晩、私達の本官綽把総が税関へ行ったところ、税関の家人米永寧が今晚私貨を搭載した馬が黄土嶺から出口したと聞いていると云った。それで本官は私達三人に命じ税関の者と共に追跡させた。二十二日朝、桃園の趙四の店に到着し、三十三頭の駄馬と十六人の馬夫、馬に搭載された硫磺・鉄砂は我々によって捕縛された。その後、税関の米姓（上記米永寧のこと）、陳姓、巡欄王姓の者が私達に対して既に銀三百両で話がついており、自分達は二百両を得て、あなた達には百両を払うので駄馬を釈放するように云ったが私達は承知しなかった。そこで董世良が本官綽把総を呼びに行った。

次いで税関の家人米永寧、巡役王成業（上記の巡欄王姓を指すと思われる）の供述である、

閏九月二十一日、何家莊の者が税関に知らせに来て、駄馬が黄土嶺から逃げ出そうとしていると告げた。私達は途中で韓廷柱、董世良、王文章等の兵丁と出くわし一緒に追いかけた。二十二日朝、桃園の趙四の店に到着し、駄馬二十九頭の硫磺と四頭の鉄砂、十六人の馬夫を取押さえた。その時小李三の親戚の何一安がやって来て私達と銀三百両で話をつけた。私達は兵丁に二百両を渡し、綽把総に百両を渡そうと思っていた。二日目、董世良が綽把総を呼びに行き、私達は彼に事情を話した。私達は馬を引いている者等は飯を食べていないので食事

を求めていると云うと、綽把総は兵丁達に縄を解くように云い付けた。彼等はその隙に十一人が逃げ出し、五人だけが捕らえられて駄馬と共に九門に連行された。九門に到着した所でまた三人が逃亡した。更に続いて把総綽海の供述である。

閏九月二十二日、兵丁董世良が桃園の趙四の店で私礮を取押さえたと報告しに来た。私は急遽追い駆け、翌日朝趙四の店に到着した。犯人達は皆店の中で縄に繋がれており、馬は後ろの空地に放たれていた。私は兵丁董世良に馬を調べさせ、韓廷柱に犯人を看守させた。その時小屋の中で米永寧が私に銀三百両で彼等を釈放させるように話した。私は銀三千両でないと駄目だと云って小屋を出て、趙四に駄馬や荷物を九門へ護送する用意をさせた。米永寧がまたやって来て私に、彼等馬夫達は一日一夜飯を食べていないので飯を食わせてやってほしいと云った。彼等は正犯ではないので、兵丁に云い付けて縄を解き飯を食べさせた。所が兵丁韓廷柱が彼等から錢を得ていて、飯を食べ始めるや彼等を逃亡させた。我々は急いで追い駆け五人を捕まえたが、九門へ護送する途中で更に三人を逃してしまった。

以上が山海関外の桃園に於いて私礮を運搬していた何事君等が逮捕された状況の概略である。この事件の主犯と目される張麻子が何事君ら三人を誘い込んで北京西部房山県の商人王明から私礮を買入れ、錦州まで運んで南方からやってくる海船に売却しようとしたのであった。上述のように火薬の原料となる硫磺を私的に販売することは清朝の政策として厳禁されていた筈である。しかしたとい偽装していたとはいえ私礮や鉄砂を搭載した三十三頭もの駄馬を引いた一行が山海関を通過して錦州まで運搬することだけでも一仕事といえるであろう。しかも主犯格の張麻子を除く三人はいとも簡単に私販の仲間になっているが、彼等は私礮の密売が犯罪行為であることを殆ど自覚していなかつ



たと思われる。それとも利益が得られるならば、たとい禁制品であっても販売を厭わないという考えのほうが強かったであろうか。何れにもせよ清朝の硝磺私販の禁令は殆ど無視されていたのであった。

更に張麻子等は房山県の王明から私礦を購入したのであったが、王明は二・四トンもの硫磺を如何にして入手していたのであろうか。既述のように北京西部には炭坑が多数存在し、その炭坑跡から礦石を採取することが出来るとされているが、王明は一人で礦石の採取を行っていたのであろうか。また王明の店に行けば大量の硫磺の購入が可能であるという情報を張麻子等は如何にして得ていたのであろうか。こうしたことは殆ど不明なのであるが、張麻子等の行動を見れば私礦の密売には何らかの組織的な連絡網の存在が想像されるのである。また南方から來航する海船とは如何なる方法で連絡を取っていたのであろうか。

一方こうした禁制品の取締りを担当する地方組織は山海関に限っても、上述のように殆ど不十分にしか機能していなかったと見られる。山海関は中国内地と東北地方を結ぶ重要な関門で、ここを通過する商品を管理する税関も設置されていた。私礦を運搬していた密売者達は山海関を抜け出し桃園という処で逮捕されたのであったが、彼等を捕縛したのは黄土嶺と九門口所属の兵丁達であった。黄土嶺には汎が設置されていたので彼等はこの汎に所属する兵丁であったと思われる。把総はこの汎の指揮官であったのであろう<sup>(15)</sup>。

それにしても兵丁達は密売者たちを逮捕した直後から、彼等から錢を払うので放免してくれるように持ち掛けられ、簡単に承諾していた。一方また税関の役人、特に家人米永寧（ここに家人というのは税関監督の家人という意味である。家人が税関の実務を担当していたと考えられる）が密売人の一人小李三の親戚の者から頼まれ銀三百兩で彼等を放免するという事を承諾していたようである。この話は結局把総綽海が承諾しなかったのでご破算になったよう

である。税関の役人達も禁制品を通関させたことで責任があるというので、密売人達逮捕に加わったのであろうが、彼等が一方で賄賂を取って犯人を放免するのに一役買っているのである。山海関という重要な関門に於いて禁制品の取締りがこのように杜撰な状態であった。これが常態とは思われないが、清朝の禁令が強化されていく一方でこうした「賄放」という状況の存在したことは注目すべきことであろう。

それにしても兵丁達や税関の家人達が実際に幾許の銭を得ていたのかは明白でない。主犯の三人は硫磺・鉄砂を錦州の張麻子の店まで送り届け、戻ってきた所で銭を支払う約束をしているから、犯人達が逮捕された以上は、この約束は反故になってしまったことになる。また税関の役人達が如何程の銭を得ていたかも不明である。十二月二十日付けの方觀承の上奏では、兵丁韓廷柱は桃園の店主趙四から小銭五千を得て、馬夫達を釈放するように頼まれていたという。また董世良は九門口への途上で馬夫から千二百文の小銭を得て逃亡させたという。何れにせよ兵丁達は何かの賄賂を得て馬夫達を釈放したのであるから、その罪は逃れ難いとされた。また把総綽海は兵丁達の不法を見逃し、十四人もの犯人を脱逃させたとして罪に問われることになった。ただ本件の主犯と見られる張麻子については、その後逮捕されたのか等については不明のままである。

## (2) 乾隆四十三年、山東省曹州府荷沢県に於ける私礦犯逮捕を巡って

乾隆四十三年七月に山東省曹州府荷沢県に於いて上記(1)より更に大規模な硫磺私販犯が逮捕される事件が起こった。この事件については『実録』には何等の記録も無いようであるが、『奏摺』には詳細な報告が掲載されている。今それにより、この事件の内容を検討して行きたい。『奏摺』に乾隆四十三年七月初九日付けの山東巡撫國泰の上奏

がある。ただ記事は詳細で長文なので要点のみを取上げることにする。これに本年閏六月十六日、曹州府菏泽県知県楊志梁の以下のような報告が載せられている。

本月初四日、菏泽県閭(闔)什口の宿屋の店主李東岱が知らせに來たが、前月(五月)二十八日の晚、同町の宿屋(店家)の黃淑測が云うのに、石姓の三人が鉄貨を數台の車に裝載してやつてきたが、あなたの店に宿泊させてやつて欲しいと、そこで直ぐに招き入れ、その晚に荷物を降ろした。・四日、自身で客室へ物を取りに行つたが礦氣が有るのに氣付いた。それで石姓等が外出したのに乗じて、孔を穿つて見てみたが、私礦であることが分かつたので知らせなければならぬと思つたという。

そこで知県は管汛、典史とも共同して兵役等を引き連れ逮捕に急行した。所が石姓三人は李東岱が県城へ行つたことを知つて直ぐに逃走した。そこで犯人達が遺していつた鋪蓋(蔽い物)や客室内の大小百八十六個の蒲包(蒲で編んだ包装物)を調べると私礦であることが判つた。

そこで黃淑測を呼びつけて訊問したが、彼が云う所では、知り合ひの武陟県人石見正、石子松、石昌が鉄貨を積んだ數車を引いて來て私の店に泊まりたいと云つて來た。ただ私の店は修理中であつたので李東岱の店へ連れて行き宿泊させた。その時は貨物は私礦であるとは知らなかつた。石見正等三人は河南武陟県石家庄に住んでいる。

この後、知県等は直ちに私礦を県城へ運び込んで重量を計つた所一万五千二百七十余斤に上つた。そこで知県は有能な役人を選び、重賞と旅費を与え武陟県へ急行させると共に、一方で武陟県へ急報し共同して逮捕に当たらせることにしたという。巡撫國泰の判断では、当然の事であるが、これだけ大量の硫磺を販売するからには多數の仲間が居る筈で、石見正等三人だけである筈がない。彼等は逮捕を恐れて脱逃したが遠くへ行つてゐることはあり得ないので、

沿途地域の文武各官に飛檄して追跡させよと命じた。

七月四日になって、莘県知県から新しい報告が届けられた。幹役を多発して各路を搜索した結果、私礦犯の李金、杜尚志二人を逮捕した。彼等を訊問した結果仲間二十一人の姓名、居所が判明した。ここでは煩雑を避けるため全人物の姓名、居所は上げないこととする。山東省濟南府齊東県人紀四、淄川県人王第三、長山県人孫第二、武定府青城県人王一武外三人、臨清州人韓訓、曹州府朝城県人張二光棍、直隸省順德府内邱県人張保仁、大名府開州人王須、河南省歸德府睢州人張禿子、懷慶府武陟県人石見正、河内県人劉君臣外四人、河南府新安県人雷有等である。彼等は河内県で硫磺を仕入れ、青城県一带に赴いて売りさばき、その儲けは薰布・薰棉花及び取燈を作る<sup>(16)</sup>のに用いようとしたという。この後、知県は多数の県役に命じて上記の犯人達を搜索させた。巡撫國泰は直ちに濟南等の府州に密命を發し山東省人紀四等の逮捕を命じるとともに、直隸總督・河南巡撫にも至急に各犯人の年貌、住所を通知し逮捕させる体制を取った。

國泰の判断では

此案係屬大夥私販硫磺。此等必係久慣積販之徒。其興販之処。与販往之所。亦必有窩頓之家。

この案は大勢の仲間が硫磺を私販した事件で、彼等は何度もの販売に慣れた輩に違いない。その物を買入れた処と売りさばいた処には必ず隠匿貯蔵する家があるに違いない。更にこの外にも仲間がいないか、また薰布・薰棉花及び取燈を作るのに使用するだけで何故にこれ程多量の礬石を購入することになったのか、外に不法の事態が無かったかを徹底的に調べることを命じた。

その後、上記の杜尚志、李金の証言に基づき私礦犯の多数が逮捕されたが、それと同時に私礦ということを見抜い

て言い掛かりをつけ、錢を騙し取ろうとした者がいたという事態も明らかになってきた。國泰の報告『奏摺』乾隆四十三年九月十日)によれば、彼は私礦犯杜尚志、李金、孫第二、韓訓、宿屋の黃淑測、李東岱、地保魏好善、陳敬魯等、その他油鐸、陳三等多数を山東省城へ護送し、山東按察使于易簡、及び犯人を逮捕した各府県の責任者等と共に反復訊問を行った。その結果様々なことが明白になった。

杜尚志は武定府青城縣籍で、常に河南へ赴いて竹製品(竹貨)を仕入れ齊東の市場で販売していた。本年(乾隆四十三年)三月、本人が河南省河内縣の清化鎮へ行き竹貨を買入れ、序に私礦百余斤をも買入れた。車を押して長山県(濟南府)周村に至り少量ずつ販売した。周村で雜貨舖を營業している劉子章からも礦二十斤余を購入したことがあった。本年五月十二日、杜尚志は齊東の市場で商売をしていた時、偶然平素から知合いの王一武、李金玉、孫有智、周迎祥等に出会った。そこで一緒に酒を飲んだが、杜尚志が硫磺を販売して儲けた話をして、皆で河南へ行く約束をした。そこで十五日、王一武等四人は青城に来て杜尚志と共に出發した。ところが杜尚志が途中で小紅車を買入れ、自分だけが先行して直隸の清豊県新莊に至った時、突然紀四、韓訓に出会い同行して清化鎮の王鳳村に到着し、靳光岱の宿屋に宿泊した。六月一日、王一武等も清化鎮に至って馬鬍子の宿屋に泊まった。王一武等は杜尚志等が靳光岱の宿屋に泊まっているのを知り、靳光岱に頼んで礦斤を買入れてもらうことにした。杜尚志は礦四百斤を買ひ、王一武は礦四百五十斤を買ひ、李金玉は礦四百斤を買った。(一部省略)紀四、韓訓は共に礦千五百三十斤を買った。更に又王須は礦千斤を買ひ、張保仁は礦八百斤を買ひ、李金は礦七百斤を買ひ、張二光棍は礦二百斤を買ひ、靳滿山は礦九百斤を買った。これらは石見正が一括して五輛の車に裝載した。又別に王第三、孫第二、劉君成、雷有等の買った私礦も五輛の車に裝載して共に青城の周村又は塩市口まで運送することを約束した。

六月二十八日なって、彼等の礮車が高荘（薄沢県？）に到着した時、当地の居民の油鐸、黄振が礮車を見て私礮だと気付き、銭を騙し取ることを思い付いた。そこで先に塩市口へ来て、平素から知合いの周其賢、陳三、孟胡林等六人と約束して共同して車をさえぎり留め、同時に当地の地保魏好善、陳敬魯に告知して自首するように言い立て銀錢を騙し取ろうとした。そこで直ちに王一武、紀四、王第三等は車戸の石見正、石昌、石子松等に頼んで当地で布商を営業している黄淑測から銀を借用して事を済まそうとした。黄淑測は石昌等と馴染みだったので銀八十両を貸すことを承諾し、石昌等は直ぐに借用証を書いて黄淑測に渡したという。そこで黄淑測は銀八十両を貸したが、石昌が自身銀四両を自用として取り、残りの七十六両は黄淑測を通じて魏好善に十二両、陳敬魯に十一両、周其賢、賈振東、郭照遠には共に十五両、合計三十八両を渡した。また別に、油鐸に銀三十八両を託した。油鐸は自用として十六両を取り、残額の二十二両は黄振、陳三、孟胡林、陳連義等が分用した。この後、車戸の石昌等は私礮を黄淑測の店内に卸そうとしたが、彼の房屋が修理中であつたので卸すことができず、代わつて李東岱の旅店に宿泊することにした。所が李東岱は私礮であることを知つて泊めようとしなかつた。そこで黄淑測は石昌と相談して李東岱に銀三十両を支払うことにした。所が荷物の礮石が余りにも多いので物議を醸す事を恐れた李東岱が自ら県へ届け出たのであつた。

これらの取調べにより最初に述べた薄沢県知県の報告と事柄が若干違つている点のあることが明らかになつてきた。知県が述べた地名（閩）什口は塩市口のこと、黄淑測は同地で布商（布行）を営業していること。また石昌等が引いて来た車は十輛であり、各人が購入した私礮の量も判明した。そこで更に不法の事情等が無かつたか各犯人を追究した。

抛各犯堅供。実因民間薰布・薰花。做取燈・花炮。以及染房・銀匠・菓舖。在在需礮。是以前赴河南私買。希

凶趕集零星售売。委無別故。

各犯人が明確に自供した所では、民間では薫布・薫綿花や取燈・花火を作ることから、染物屋、銀細工師や薬店等至るところで礬石を求めている。それで河南へ行って勝手に（礬石を）購入し、市場へ行って小量ずつ販売しようと考えたので、決して別の理由が有ったのではない。

更にその礬斤については、

今訊明。実係裝車載至塩市口。另行分路。自行運往周村・青城・益都・膠州各処趕集零售。並非彙齊囤売。另有不法情事。

今明らかになった所では、（礬石を）車に裝載して塩市口に到着してからは、別に行路を分け各自が周村（濟南府）・青城（武定府）・益都（青州府）・膠州（萊州府）等の地方の市場へ運搬して小量ずつ販売することにしていたので、決して一括して販売しようとしたのではなく不法の事態があつたのではなかつた。

結局、杜尚志等二十一人もの人間がグルになつて一万五千二百七十余斤もの礬石を販売しようとしたこの事件は、上述の各地方の市場で小量ずつ販売して利益を得ようとしたに過ぎず特別に不法な行爲を行ったものでは無かつたことが明白になつた。ただ礬石の私販は政令で嚴禁されていたので、彼等は各自の販売量によつてそれぞれ刑罰を受けることになつた。

この後、更に山東巡撫國泰より通報を受けた河南巡撫鄭大進の搜索により私礬の製造、販売の状況がより明白になつて来た。『奏摺』乾隆四十三年十一月七日付けの鄭大進による私礬犯取調べの報告は詳細且つ長文なので要点のみを記すことにする。

鄭大進は上奏文の冒頭に於いて

豫省之河内県。地処太行山麓。居民多藉産煤資生。其煤竭之罈。産有銅核。可煉硫磺。

と述べ、杜尚志等が礬石を購入した河内県地方では居民の多くが石炭の採掘によって生計を立てており、石炭が採掘されなくなった洞窟からは銅核が採れ、それから硫磺を精錬することが出来るという。これは前の事例（一）で述べられているのと同様の事柄が述べられている訳であるが、河南省に於いては既に乾隆二十八年に、廢坑を天時地利人和の六罈に編成して商人を招いて礬石を採取させ、省の委員に収買させていた。即ち礬石は全て官が指定した商人が採取し、河南省がそれを全量買取っていたのであった。その後三十一年には、巡撫阿思哈が偷漏の弊害を恐れ、天時の二罈のみを残して官弁とし他の罈は皆封禁にしたのであった。

ところが杜尚志等は河内県（懷慶府）の靳光岱等から私礬を購入していたというので按察使に急報し、懷慶府及び河内県等の責任者に命じ密速に私礬の販売者を搜索、逮捕させると共に、官弁の礬罈に於いて偷漏の有無を調べさせた。その結果、河内県では私礬販売の靳光岱、劉君成、陳二回子、許九一等八人が逮捕され、武陟県では車戸の石昌、石子松、石見正の他石見国、石見量等十一人が逮捕された。この後、更に鄭大進は布政使、按察使等と共に訊問を加えた結果、靳光岱、劉君成、許九一は河内県の住民で、靳光岱、許九一は共に清化鎮の王封・馮封二村で旅店を営業していることが分かった。許九一は乾隆四十三年二月、山間の廢罈で銅核を拾い、持ち帰って焼錬し礬石百余斤を得た。たまたまその時、山東で竹製品を販売している杜尚志が商品を購入する為に清化鎮へ来て許九一の店に宿泊した。許九一はそこで礬石を毎斤二十文で売却し錢二千百文を得たのであった。許九一はその事を同業の靳光岱に話したところ、彼は家に廢罈があるので、その廢罈の底から屑の石炭（臭煤）を掘り出すと、その中に銅核があったので礬石に



焼錬することを思い立った。四月に、息子の靳満山と共に山の谷間に爐を築いて、店で働いている靳光祥と共同して銅核を焼錬して礬石七千九百斤を獲得した。劉君成にもまた先祖が残した廢罈が有つて前から罈内で屑の石炭を掘り出して販売していた。今年四月に、平素から知合いの登封県人の雷有が劉君成の家へ来て、石炭の中に銅核が混在しているのを見て劉君成に礬石を焼錬することが出来ることを教えた。そこで彼は早速雷有に手助けを頼んで銅核を取り出し、谷間に爐を築いて焼錬し礬石四千四百七十五斤を獲得した。また劉宗庫は劉君成と同村人であるが、この時山東人で劉宗庫の家に寄寓していた陳二回子がその事を聞いて礬石を焼錬することを思いつき、劉君成の廢罈に行つて銅核を拾い集めた。劉君成は密告されるのを恐れて阻止しなかつたので、陳二回子は劉宗庫と共に爐を作つて焼錬し礬石二千二百斤を獲得した。

以上の事から明らかなように河内県地方では炭坑の廢罈が多数存在し、その罈内に残された銅核からさほど苦勞しなくても礬石を獲得することが出来ることが分かり、そのことが口伝えに伝わつて炭坑の廢坑付近の人間が少人数で協力し合い、廢坑の洞窟内（廢罈）から銅核を收拾して礬石を焼錬していたのであつた。前節で述べたように礬石の焼錬、販売については厳格な規制が実施されており、特定の罈戸のみが銅核を採取し、礬石を焼錬出来たのであつた。しかしこの事例では靳光岱や劉君成等はさしたる苦勞も無く相当量の礬石を獲得していたのであつた。その販売についても官発行の許可書等全く無関係で、杜尚志等二十一人に販売したのであつた。

事例（1）、（2）から推測されるのは張麻子、杜尚志は硝礬私販の常習者であつたのではないかということである。殊に張麻子は錦州で三和店という旅店を經營して、此処を拠点に買い集めた礬石を南方からの海船に売却していたというから、かれの錦州三和店は礬石密売の一拠点になっていたと思われる。また杜尚志は竹製品を販売する商人

であったが、居住地の山東省青城県から常時河南省河内県清化鎮へ行つて竹貨を仕入れ、それを齊東の市場で販売していたというが、竹貨を仕入れる序に私礦も購入していたので、彼も礦石私販の常習者と見なすことが出来よう。そしてこの二人が声を掛けるといとも簡単に幾人も私礦私販に同調する人間が集結したのであった。こうした点から判断すれば、集結した人間たちも礦石私販に關して何らかの経験を持つていた者達とも考えられるのである。或いは礦石私販に關してある種の秘密の幫が組織されていたことも想像できよう。何れにもせよ清朝が硝磺の私掘、私販について禁令を強化していた過程で、河南省河内県という廢窑の多いことで知られた地域の人間が禁令とは無關係に礦石を私的に採取し販売していたのであった。しかもここに名を上げた靳光岱、許九一は旅店（歇店）を經營しており、許九一は杜尚志を自店に宿泊させて私掘した礦石を彼に販売したのであったし、靳光岱も杜尚志とその仲間を自店に宿泊させて、私掘した礦石を彼等に販売したのであった。こうした点から考えるならば、許九一、靳光岱は一時的に礦石を採掘していたとは考え難く、販売を目的に礦石を私掘して貯蔵していたものと思われる。一方杜尚志等も偶然に彼等の旅店に宿泊したのではなく、彼等の旅店へ行けば礦石の入手が可能だという情報を何らかの方法で得ていたものと解されるのである。二十一人もの仲間が偶然に靳光岱の旅店に集合したとは考え難いのである。硝磺の私販についてはそれを常習とする仲間集団が存在し、彼等に硝磺を私掘、販売する業者の存在も秘密裡に伝達されていたと考えられるのである。清朝の禁令の裏で硝磺を私掘、私蔵し、またその硝磺を購入、私販を業とする集団や彼等と相互に通じる情報網が秘密裡に拡大していたのではないかと推測される。

それではこうした硝磺の私販を取締るべき地方組織の活動は如何なるものであったのだろうか。これについては事例（一）がその実態の一面を示していると解される。具体的な状況は既に述べているので繰り返さないが、山海関と

いう重要な関門に於いて通関物の取調べに当たるべき関税局の役人や、犯人逮捕に当たった汛兵達は、いとも簡単に犯人から賄賂を提供されて彼等を放免している、所謂「賄放」を行っているのである。こうした実例の存在することから判断すれば、清朝の禁令の徹底も困難な問題を抱えていたと言う事が出来るであろう。

最後に鳥銃等火器の私造、私蔵、私販の実例を取上げなければならぬ。しかしこうした実例を示す史料を管見の範囲では見出す事が出来なかつた。ただ鳥銃の私蔵、私販の實在を予想させる史料は存在する。前節で述べたように乾隆四十六年に民間に於いて鳥銃を私蔵し、また工匠が鳥銃を私造、私販することがほぼ全面的に禁止された。この禁止令に従って各省は毎年終に、各府州県に於いて民間私蔵の鳥銃の徴収数量を報告することが義務付けられたのであつた。この報告が『奏摺』には多数載録されているが、その一部をここに取上げたい。乾隆四十七年十一月四日付の江西巡撫郝碩の報告によれば、今年二月までの各府県の報告によれば鳥銃千三百三十五杆を調べ出した。更に茲自三月至今（十一月）。拋南昌等府州各属県節次稟報。収過鳥銃一万一千零七杆。鉄銃二百零八杆。連前共収過鳥銃鉄銃一万二千五百五十杆。

と報告されている。又同年六月三日付けの貴州巡撫李本の報告では、

苗民聞知例禁。亦將旧存鎗繳官。俱按鎗之大小。捐賞錢數百文不等。核計已繳到鳥鎗。一千三百三十桿。

この報告によれば、貴州では苗族も禁令を知って以前から私蔵していた鳥銃を官へ提出したのであつた。そして提出された鳥銃については、その大小に従つて錢數百文を与えたという。その結果提出された鳥銃は千三百三十桿に上つたのであつた。ここに云う提出された鳥銃に対し云わば代価とも云うべき錢が支給されているのは法令で定められた事ではないと思われるが、私蔵の鳥銃の提出を奨励する一方策として実施されたものと考えられる。こうした方策は

広東省でも実施されていたようで、巡撫尚安は「酌給価値」（鳥銃の長短を計って代価を与えた）と述べている（『奏摺』乾隆四十七年七月二十七日、巡撫尚安摺）。同様の方策は他の幾つかの省でも実施されていたようである。更に又同年十一月二十七日付け、閩浙総督富勒渾の報告では、浙江省の鳥銃の私蔵を認められている地域以外の五十九州県に於いて鳥銃二百四十桿を収納させたことを述べている。以上の三例だけからでも推測されるように乾隆四十七年段階で、ある省では民間から提出された鳥銃は一万丁を超え、殆どの省でも数千、数百丁に達していたと判断される。乾隆四十七年以前に於いて既に鳥銃の私蔵は禁止されていた筈であるにもかかわらず、民間に於ける私蔵がこれだけの数量に達していたのであるから、これに見合う数量が民間で私造、私販されていたと考えて差支えないであろう。清朝の禁止令にかかわらず、民間に於ける鳥銃等の火器の私蔵、私販はかなりの数量に上っていたと判断されるのである。

清朝に於いてもそうした事態は予想していたと思われるので、前節で述べたように乾隆四十七年一月、民間に於ける鳥銃の私蔵を見逃していた地方官に対しては改めて失察の処分が強化されると同時に、年末に督撫は属下の地方官の失察の次数を報告することが規定されたのであった。これに従って督撫の報告に於いて各地方の鳥銃の提出数が述べられると同時に、地方官の失察の状況も報告されることになった。数例を上げるならば、乾隆四十八年十一月二十二日付け、四川総督李世傑の上奏によれば、四十七年に民間から鳥銃一万三千余桿を供出させ、今年には二千七百余桿を供出させたことを述べた後に、富順県に於いて一件、漢県に於いて一件の鳥銃による人身傷害事件の発生したことを述べ、知県の失察の結果としている。又乾隆四十八年十二月十五日付け、安徽巡撫富躬の上奏によれば、本年に於ける同省の鳥銃の供出数は七百六十五桿であったことを述べた後に、太和県に於いて一件の傷害事件の発生したことを述べている。こうした点から考えても、清朝による相当厳格な禁止令の下に、全国的に民間からの鳥

銃の供出が行われる一方で、鳥銃を私蔵した上での傷害事件が各地で発生していた。更にこの後に於いても民間に於いて鳥銃による傷害事件は絶えなかったようで乾隆五十二年、福建省漳州地方に於いて、盜賊周思等が鳥銃を持って抵抗し汎兵を負傷させた事件（『奏摺』乾隆五十二年九月一日、閩浙總督李侍堯摺）が報告されている。又硝磺の私販についても同年七月、浙江省上杭県に於いて当地の住民が硝磺を私掘、私販したとして逮捕されている（『同』乾隆五十二年七月二十日、同李侍堯摺）。

以上のように清朝は硝磺の私掘、私販や、鳥銃の私造、私蔵に対して相当厳格な禁止令を実施し、国家的な軍事以外でのそれらの民間での使用を禁止して来た。しかし民間に於ける硝磺や鳥銃の使用を完全に統制することは困難であった。

### 結びに代えて

本稿では今まで余り具体的に取上げられることがなかった清朝中期、特に乾隆朝に於ける火薬、鳥銃等火器の使用に關係する問題を取上げた。明末清初期を画期として発達した銃砲の製造、使用を中国支配を確立した清朝が如何に統括し、統制していくかは国家的な重大問題であった。中国支配の初期から清朝は民間に於ける火薬・鳥銃等の使用について厳格な禁止令を施行したことは述べた通りである。清朝中期に至ってその禁止令は更に厳格化されたが、一方各地方に於いては現実の問題として全面的に禁止令を実施することの不可能な地域の存在も明らかに、清朝及び各地域がそれに対応したか、禁止令を巡る問題をⅠ、Ⅱ節で取上げた。Ⅲ節においては、清朝の厳格な禁止

令にかかわらず、これに違反して火薬の原料となる硝磺特に硝石の私掘、私販を行った実例を取上げてその実態を分析した。その結果、硝石の私掘は民間人が偶然に一時的に私掘を実行したとは考え難く、利益を目的に相当量を自家に匿蔵していたと考えられること。一方、その硝石の購入、販売を常習とする商人が存在し、彼等が小集団を組織して生業以外にこれらの硝石を各地の市場等で販売していたのであった。また彼等商人達は硝石を購入する為の貯蔵者の居所を予め知っていたと考えられること、即ち硝石の私販者と購入者の間に何らかの連絡網の存在が予想されることなどを指摘した。

更にこうした禁制品の私販の取締りを任務とする地域の汎の武官や汎兵、或いは税関の役人が禁制品の輸送、販売者達を賄賂を取って釈放していたこと、即ち「賄放」の事実を明らかにした。

清朝は上述したような民間人の禁止令違反行為に対して、徹底した取締り対策を講じることが出来なかった。一つは上記のように違反行為を取締るべき地方役人、武官達の不正行為の存在にも拠ると考えられるが、民間に於ける硝磺や鳥銃等の私造、私販は清朝の禁止令の背後で続行され、乾隆朝末期から嘉慶朝にかけて拡大した地方の秘密結社や海賊の活動に有力な武器を供給することになっていったと考えられる。

## 注

- (1) 拙稿「清代中期に於ける火薬・火器の使用状況について」(『研究論集』(河合文化教育研究所、二〇一九年))
- (2) こうした事例については注(1) 拙稿参照。
- (3) 『実録』卷七四、乾隆三年八月壬午。
- (4) 『実録』卷六一〇、乾隆二十五年四月甲申。

- (5) 竹銃・鉄銃については、如何なる物であるのか筆者には不明である。ただ竹銃が例禁の物でないことについては『実録』巻五八〇、乾隆二十四年二月癸丑の条に記事がある。
- (6) この禁令の実施例として河南巡撫富勒渾は次のような報告をしている。  
查、豫省於乾隆三十九年。大学士舒赫德奏明查禁之時。扼祥符等県。呈繳鳥銃七千一百四十余桿。（乾隆朝宮中檔奏摺）乾隆四十六年十一月二十八日）
- これによれば祥符等の県とあるのみなので実際は如何程の地域を含むか明確ではないが、祥符県近隣の地域では民間から鳥銃七千四百四十余丁を提出させたという。
- (7) 地保については山本英史『清代中国の地域支配』第十一章二、三節参照。この第三節に於いて、地保の役割として警察業務が上げられている。
- (8) 『奏摺』乾隆四十六年十二月初七日、安徽巡撫農起摺。
- (9) 『実録』卷一一四九、乾隆四十七年一月乙丑。
- (10) 『奏摺』乾隆四十六年十二月一日。山西巡撫雅德摺。
- (11) 『実録』卷一一五五、乾隆四十七年四月己丑。
- (12) 『実録』卷一一六三、乾隆四十七年九月。
- (13) 『実録』卷一一七二、乾隆四十八年一月乙巳。
- (14) 『奏摺』乾隆二十一年十月二十日、同十一月八日、九日、十一月十八日、二十日、同十二月十四日、二十日等。
- (15) 『汎』については太田出『中国近世の罪と罰』（名古屋大学出版会、二〇一五年刊）第二章参照。
- (16) ここに云う薫布・薫棉花については如何なる物か不明である。大方の教示を仰ぎたい。取燈については、元陶宗儀『輟耕録』、取燈の条に、「杭人削松木為小片。其薄如紙。鎔硫磺塗木片頂分许。名曰發燭。蓋發火及代燈燭用也」とあり、今日のマッチ或いは蠟燭に相当するようなものであろうか。